

議案第46号

天理市政治倫理条例の一部改正について

天理市政治倫理条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市政治倫理条例の一部を改正する条例

天理市政治倫理条例（平成5年8月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。